新型コロナウイルス感染症対策に係る教育委員会の取組状況について

教育委員会事務局

1. これまでの主な取組

①学習機会の保障

- 家庭学習で利用可能な教材(冊子・プリント等)を登校日に配付。
- 個人PCやタブレットから利用できるドリルやおすすめ学習サイトを紹介。
- 4月15日からは全小中学校を対象にしたオンライン授業を開始。不足する端末については、各家庭の端末の活用等により対応。
- 民放各局及び NHK の協力のもと学習支援特別テレビ番組(くまもっとまなびたいム)を放送。さらに、同番組の視聴とオンライン授業を組み合わせた学習課題例を教育センターHP にて紹介。
- 学校再開後は、欠席や出席停止中の児童生徒に対して、教室の授業をライブ配信する等の取組を実施できるところから、各学校で工夫して実施。

②児童生徒の心のケア

- ・学校の担任やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した心のケアのほか、LINE 相談も実施。
- ・臨時休校期間中(4/20~5/31)の相談件数は19日間で925件(1日平均49件)。主な内容は「休校中の過ごし方についての不安」「友人と会えないことに関する不安」「家庭環境に起因する不安」「学習や進学に関する不安」など。
- ・学校再開後(6/1~22)の相談件数は10日間で357件(1日平均36件)。 主な内容は「学校再開後の人間関係に関する不安」「行事や部活動などの学校生活の 変化に対する不安」「いじめ等についての不安」など。

③各学校に対する主な通知

- 2月28日:「一斉臨時休校期間の児童生徒の学習保障について」 臨時休校期間中、児童生徒が家庭で学ぶことができる学習方法について具体例を示すとともに、未履修事項の確実な記録、引き継ぎ等について通知
- ・4月3日:「新型コロナウイルス感染症蔓延防止のための熊本市立学校及び幼稚園 の臨時休業について」

熊本市内における感染状況が拡大している状況を踏まえ、5月6日まで臨時休業措置とすることを通知

• 4月24日:「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間の学習指導について」家庭学習に関する基本的な考え方や家庭学習における学習評価への反映等に関することを通知

- 5月20日:「学校再開に伴う感染防止対策等のガイドラインについて」 学校活動の再開にあたり、各学校での感染防止対策のための対応をまとめたガイド ラインを通知。
- •6月9日:「欠席及び出席停止中の児童生徒の学習機会の保障について」 欠席及び出席停止した児童生徒の学習の機会の保障の観点から、授業のライブ配信 について、実施できるところから各学校で工夫して行うよう通知
- •6月30日:「体育大会・運動会、文化祭、音楽会及び学習発表会等の実施について」 体育大会等・運動会を実施する場合には半日開催等の実施方法の工夫を行う。 文化祭等を行う場合には十分な換気に努めるなど各学校において工夫して行うよう 通知

2 児童生徒の学校生活の状況

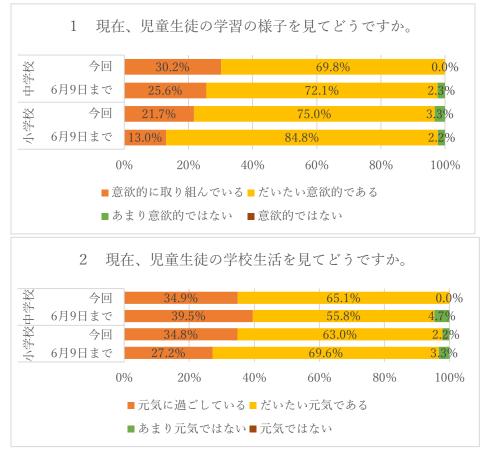
①新型コロナウイルスの影響で登校できていない児童生徒数

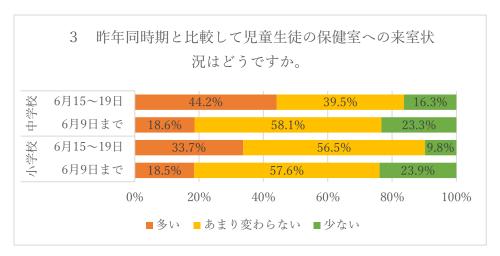
6/1~6/26 までの 4 週間で 10 日以上登校できていない児童生徒数は以下のとおり。

主たる原因	小学校	中学校	原因別計
新型コロナウイルス感染症への感染不安	15名	9名	24名
休校期間中の生活の乱れ等	10名	9名	19名
合計	25名	18名	43名

②児童生徒の学校での様子

学校再開後の児童生徒の様子について、2回にわたり調査を実施(6/10、6/30〆)





O3か月の休校はあったものの、児童生徒の学習に取り組む様子については90%以上の学校で概ね「意欲的」との回答が得られた。また、生活の様子についても、90%以上の学校で概ね「元気」に過ごせているとの回答が得られた。

一方で、保健室への来室状況が、昨年同時期と比較して多いと回答した学校が小学校で約34%、中学校では約44%の結果となった。これは、学校再開から1か月が経過し、児童生徒に心身の疲れが出ていることや元の生活リズムが取り戻せず、体調を崩してしまう児童生徒がいるためと考えられる。

○小学校、中学校からの主な意見

【小学校からの意見】

- 学習面や掃除、ボランティア活動など、意欲的に取り組んでいる。
- マスクの着用や三密を避けるなど、新しい生活様式に慣れようと努めているが、休み時間になると密になる状況も見られる。
- 児童の中には、元気がない児童、疲れが見られる児童がいる。
- ・ゲーム等で休校中の生活が乱れ、学校再開後も生活リズムが整っていない児童が見られる。

【中学校からの意見】

- 授業、部活動、学校生活に意欲的に取り組んでいる。
- 不登校傾向にあった生徒の登校が増えた。
- 体力が低下していたり、疲れが見られたりする。体調不良者も多い。
- マスク着用の意識が薄れてきている。また、密を避けることが難しい。

3. 今後の取組

①国庫補助等を活用した学校支援

• 令和2年6月補正予算にて、学校再開後の学力保障や感染症対策に関する予算を計上し、取組を推進。

- ・授業準備等の業務補助や校内の消毒作業などを行うスクールサポートスタッフを配置。
- ・退職教員や大学生等を活用し、きめ細かな学習を支援する学習指導員を配置。
- 各学校の創意工夫による学びのための教材等の充実。(学校規模に応じて 100 万円~300 万円を学校へ配当し、教材等購入費のほか感染症対策経費としても活用)
- 大規模校を中心に、少人数指導の教員を追加配置する方向で検討。

②学校における感染防止対策及び感染者が発生した場合の対応

- 教室等の環境整備や健康観察の実施など、学校生活内での感染予防に関するチェックリストを活用し、こまめな換気や手洗い、消毒、座席間隔の確保等を行う。
- ・児童育成クラブにおいて、図書室や体育館、教室棟の学校施設も使用し密集性を回避。
- 今後、教職員や児童生徒等の感染者が確認された場合は、直ちに当該学校の全部を臨時休校とした後、保健所と連携して濃厚接触者等の調査を行い、休校の範囲を特定(学級単位、学年単位、学校単位)し、その範囲は引き続き臨時休校の措置とする。

③夏季休業の短縮

- •6月15日の臨時教育委員会会議において、夏季休業日の短縮期間を6日間と決定。 (夏季休業日:8/1~8/28) ただし、中学校3年生においては、各学校の判断で6日間を上限として臨時登校日を設けることができることとした。
- 夏季休業を短縮した理由、今後の対応について保護者に向けて下記内容を通知。

夏休みは、子どもたちにとって普段は経験することができないさまざまな取り組みに挑戦する絶好の機会です。また、熱中症による危険から子どもたちを守るためにも必要であると考えています。しかし、臨時休校により不足する授業時間を補う必要もあります。

例年であれば、4月~5月は連休や家庭訪問、体育大会等で日数の割には授業時数が少なくなります。そこで、以下の考え方により不足する日数を求めました。

通常の年度における必要な時数(標準授業時数+学校行事等)

・学校再開後に実施可能な授業時数

・家庭学習やオンライン授業等を授業として 置き換えることができる授業時数 不足する時数 (日数を算出)

小学校1年生~中学2年生までは平均で約2~7日分、中学3年生は約12日分が不足となりました。 この結果を受けて夏季休業日(夏休み)の短縮を6日間としました。

ただし、中学3年生は、各学校の判断で6日間を上限として臨時登校日を設けることができるとしました。

・今後の対応について

分 野	具 体 的 な 内 容
個別の学習	〇「学びたいむ」サポーター制度の活用等による個別サポート
サポート	○各学校への学習指導員の配置
個に応じた	Oタブレット端末の復習ドリル(ドリルパーク)等を活用した学習
学習	〇中学3年生に数学のAI型タブレット教材を活用した学習
学習時間の	〇各教科の年間指導計画の見直しによる授業時間の確保
確保	○学校行事の内容や方法の工夫による授業時間の確保
	○教育委員会行事の削減による教師が子どもと向き合う時間の確保

参考:これまでの経緯

2月21日:熊本市内において新型コロナウイルス感染者を確認

2月27日:政府対策本部長の安倍総理大臣が、全国の小中学校等の臨時休校を要請

市長から教育委員会へ臨時休校要請に伴う対応について検討を依頼

2月28日: 文部科学省から小中学校等の一斉臨時休校について通知

リニニ : 臨時教育委員会会議を開催し、3/2 から 3/24 までの臨時休校を決定

3月2日 : 熊本市立の各学校(幼稚園を除く)の3/24までの臨時休校を実施

バ : 児童育成クラブの臨時開設を実施(8:00~18:00)

3月30日:オンライン授業実施に向け、家庭のネット環境調査実施(3/31まで)

4月2日:市長から臨時休校期間を5/6まで延長するよう教育長へ要請

4月3日 : 臨時教育委員会会議を開催し、5/6までの臨時休校期間延長を決定(幼稚園・

児童育成クラブを含む)

リニスプライン授業実施に向け、2回目の家庭のネット環境調査実施(4/8まで)

4月6日:オンライン授業に向けた教職員に対する研修会を実施(4/7まで)

4月15日:全小中学校でオンライン授業開始(5/22まで)

4月16日:緊急事態宣言の対象区域が全国に拡大

4月20日: 臨時のLINE 相談を開始

: 学習支援特別番組(くまもっとまなびたいム)放送開始(5/29 まで)

4月22日:市長から臨時休校期間を5/31まで延長するよう教育長へ要請

4月23日:定例教育委員会会議を開催し、5/31までの臨時休校期間延長を決定

5月13日:市長から十分な対策を講じた上で6/1からの学校再開を教育長へ要請

5月15日:臨時教育委員会会議を開催し、予定どおり6/1からの学校再開を確認すると

ともに、学校再開後の感染防止対策や5/25から5/29までの期間に臨時登

校日を設けることなど決定

5月20日:学校再開に伴う感染防止対策等のガイドラインを各学校(園)長へ通知

5月25日:学校再開に向け、全ての小中学校等で臨時登校を実施(5/29まで)

5月28日:定例教育委員会会議を開催し、臨時休校に伴う夏季休業の基本的な考え方に

ついて協議を実施。

6月1日 : 学校再開(ただし、6/5までは半日程度の慣らし登校(園)の期間とした)

学校給食再開、児童育成クラブ再開

6月8日 : 通常授業開始(全面的な学校教育活動の再開)

部活動再開

6月15日:臨時教育委員会会議にて、小中学校においては6日間の夏季休業を短縮する

ことを決定。また、高等学校等における夏季休業期間は各学校長が判断し、市

立幼稚園の夏季休業は短縮しないことも決定。